

## □民間支援による災害廃棄物の現場での取り組み

ピースポート災害支援センター

理事/プログラムオフィサー 小林 深 吾

## ◆はじめに

近年、毎年のように発生している気象災害は、今後気候変動の影響を受けてその頻度や規模も増悪していくと考えられています。特に大規模な河川の氾濫や浸水被害をもたらす台風被害や豪雨災害では、大量の「災害廃棄物」が発生し、その処理は被災者の生活再建の歩みに多大な影響を与えています。記憶の新しいところでは、2019年の台風19号（令和元年東日本台風）は、阿武隈川や千曲川など各地で河川の決壊を引き起こし、全国で9万6千棟以上の家屋被害がありました。2018年には、中国・四国地方で甚大な被害をもたらした西日本豪雨（平成30年7月豪雨）が発生しました。ひとたび大規模な水害が発生すると、地域全体が水没し、各家庭や店舗などから大量の災害廃棄物が出されます。数多くの被災地に携わってきた民間の災害支援団体として、住民の目線から「災害廃棄物」の課題について考えます。

## ◆被災者にとっての「災害廃棄物」

当たり前のことかもしれませんが、普段、私たちは自分自身の判断で、不要になったものを「廃棄物」つまりゴミとして、集積所に持っていき捨てています。しかし、災害が発生し被災すると愛着を持っていたものが、突然、壊され、汚されてしまいます。大切なものであったとしても、自分

の意思とは別に、気持ちの整理がつかないまま捨てざるを得ない状況になります。結婚祝いでもらったタンスや家族で長年愛用してきたテーブルと椅子、子どもたちの姿が写ったアルバムなど、さまざまな思い出の品が、無残な形で出てきます。残しておきたいもの、もう使えそうにないものを仕分けしていく作業は、被災者の心身にとって大きな負担になります。手続き上の「災害廃棄物」というゴミは、つい先日まで、もしくは捨てることになったその時でも、大切な「家財」なのです。



写真1 思い出の品

## ◆生活再建の要となる被災家屋の復旧

被災した自宅を再建する際、行政からは被災者生活再建支援法に基づいて、いくばくかの支援金は支給されますが、基本的には持ち主が家の片付をする必要があります。地域が水没するような水

害が発生した場合、家族だけでは濡れてしまった「家財」の運び出しは難しく、業者に頼もうにも長期にわたり順番待ちであったり、高額になってしまいます。高齢者や独居など、元々脆弱性の高い世帯は、さらに厳しい状況におかれます。そこで、特に人手が必要となる被災家屋の清掃活動で、多くの災害ボランティアや民間支援団体が活躍することになります。これらの支援は無償で行われるため、被災者にとって経済的に大きな負担軽減になります。身体的にも、家族のみで何日も重労働をせずにすみます。災害ボランティアはただ清掃を行う人員としてだけではなく、被災された方の喪失感に寄り添い元気を取り戻すプロセスを共に歩む存在でもあります。早く自宅での生活が再開できると、避難生活も終わることができず。被災された方達が、元気を取り戻していくことが、長期的にみて、地域や町に活気を取り戻していくこととなります。

床上以上の浸水被害を受けた家屋の清掃活動は、大まかに分けると3段階の工程があります。まずは、濡れてしまった家財を屋外に運びだし、残すものと破棄するものを選別していきます。家財は、敷地や家の前の道路に出されていきます。家財を運び出さないことには、家の中に入り清掃することも難しいため、被害が収まったすぐ後から、作業がはじまります。初期段階では廃棄物の置き場所や分別方法などが周知されていないことが多く、敷地や道路、公園などに混合状態で積み重ねている光景をよく目にします。置き場が埋まってしまうと、回収されるまでは家財の搬出ができなくなるため、作業自体が滞ってしまいます。破棄するものが回収されて、ようやくまた家の中にあるものを出すことができます。じきに仮置き場が指定され、仮置き場にも不用品を搬出できるようになります。しかし、仮置き場の数が少なかったり、地理的に遠い場合、大渋滞が発生し数時間かけて捨てに行くこととなります。さまざまな背景がありますが、遅々として搬出作業が進まない、早

く次の段階に進みたい住民にとっては、多大なストレスとなっていきます。

一通り家財を運び出した後に、家の中に流入した土砂やヘドロの撤去を行います。家の中に重機を入れることは難しいため、人力で大人数での作業となる重労働です。土砂等をスコップで土のう袋や一輪車に入れ、回収場所に搬出していきます。その後、ようやく畳を運び出すことができます。畳は水を吸ってしまうと、80kgから100kgもの重さになり、運び出すのも一苦勞です。

水害の場合、日常生活ではあまり目にしない床の下や壁の中まで被害が発生します。床の下には土砂やどろ水が堆積し、壁の内側では断熱材が水分をたっぷり吸っている状態になります。2018年の西日本豪雨に見舞われた岡山県倉敷市では、2階まで浸水したため、1階の天井部分の断熱材まで水を含んでいました。この状態を放置すると、悪臭を放ち、カビなどが大量に発生し、家がますます傷んでいきます。健康にも悪影響です。一般のボランティアではこの作業の一部は難しいため、大作業などの専門性を持つボランティアや団体が、床板や壁材を剥がし、泥と断熱材の撤去を行っていきます。その後、雑巾や高圧洗浄機などで丁寧に汚れを落とし、消毒します。風通しをよくして、十分に乾燥させていきます。これらの工程を経て、ようやくリフォームを実施できる段階となります。このように、水害の後には、段階的に何



写真2 床下の清掃活動

度も災害廃棄物が搬出されます。そのため、行政は、地域での搬出状況をみながら定期的に廃棄物を回収していく必要があります。この廃棄物の搬出と回収のスピードが、その後の自宅再建に大きく影響していきます。

## ◆復旧のスピードを左右する災害廃棄物の課題

災害直後、多くの被災地で、災害廃棄物の置き場と分別の周知が難しい状況を目にしてきました。早く家を片づけ始めたい住民は、とにかく浸水してしまった家財を外に出さないことには、どうにもならない状況におかれます。そのため、分別は二の次になってしまったり、そもそも通常とは異なる災害廃棄物の分別方法を知らされていない場合もあります。家の前や道路、公園などには五月雨式に出された混合状態の廃棄物が山積みになっていきます。この状態が続くと、行政として分別のために多大なコストが発生します。分別のための労働力を確保し、それが難しい場合には、本来業務でない行政職員が分別に駆り出されるなど悪循環を生んでいきます。

災害廃棄物の仮置き場の場所も、平時から行政と自治会で協議し決めておく必要があります。災害発生後に、役所から区長に自治会で仮置き場を決めて欲しいと急に投げられる例もあります。住民にとって、どこに何を置いてよいのか分からない場合、空き地や公園などが自然発生的に混合状態の集積場所となってしまうこともよくあります。また、仕方がないことかもしれませんが、仮置き場の変更や搬入ルールの変更が頻繁にある場合も、住民にとって負担となっています。他には、大きな仮置き場に廃棄物を持ち込み、分別しながら廃棄する作業はかなり時間がかかります。そのため、仮置き場周辺では、必ず渋滞が発生しています。一回、廃棄物を捨てに行くだけで、3時間も4時間もかかってしまい、その日はほとんど作業がで

きないということもあります。これはどの被災地でも発生する大きな課題のひとつです。家の前や歩道に置かれた災害廃棄物を、行政が回収車をまわし回収する方法をとっている自治体もありました。この方法は、効率的で素早く災害廃棄物を仮置き場に搬入できる利点があります。2019年に佐賀県を襲った九州北部豪雨では、役所が自衛隊と連携し、自衛隊の車両でスピード感をもって災害廃棄物を回収していました。

被災した災害廃棄物は無料で破棄することができますが、平時では粗大ごみなどは有料のゴミとして廃棄する必要があります。それをどのタイミングで切り替えていくのかは、行政にとって悩ましい課題でもあります。ある一定の期間を過ぎると、特にリフォームが行われるような時期になると、一見すると災害廃棄物なのかリフォーム等で出された粗大ごみなのか、判別が難しい時期がやってきます。この時期には、災害廃棄物の量自体は減少していきませんが、自宅の再建か解体かを悩んでいる住民や避難所からようやく自宅に戻り片づけに手を付け始めた住民なども存在します。そのため、一律に仮置き場を閉鎖することができません。しかし、粗大ごみの持ち込みが多くなると、困る被災者がいると分かっているにもかかわらず仮置き場を閉めるという判断に追い込まれる自治体もありました。例えば、リフォーム業者が、無料で廃棄するために産業廃棄物を仮置き場に持ち込むケースも出てきます。

このため、災害廃棄物から一般ごみへの切り替え時期には最低1カ月から2カ月ぐらいの猶予期間が必要だと考えています。ある自治体の対応事例としては、仮置き場への住民等の持ち込みを終了させ、行政が災害廃棄物の回収曜日を設定しました。家の前に災害廃棄物を出し、住民が役所の担当課に回収の予約を入れます。その後、定期的に業者が災害廃棄物を回収していきます。また、担当課と災害ボランティアセンター運営者と協議し、民間支援団体や災害ボランティアには仮置き

場へ入場できる証明書を発行し、その証明がある場合に仮置き場を利用できる仕組みをとっていました。猶予期間があると、住民にとっても片付けの目途を立てることができます。



写真3 道路に搬出された混合廃棄物



写真4 公園に積まれた混合廃棄物

#### ◆災害廃棄物対応の理解を深めるために

災害が発生してからの周知には時間がかかるため、平時から事前に防災訓練などの機会を利用して、災害時の仮置き場や災害廃棄物の分別方法を

地域住民に周知しておく必要があります。日常から頻繁に目にするゴミステーションやゴミ収集カレンダーなどにも通常の分別方法と合わせて災害時の分別方法を記載しておくのも一つの方法です。また、行政では災害発生直後から配布できる災害廃棄物分別チラシのひな形なども事前に準備しておくといいでしょう。その分別チラシに、水没してしまった木材や食器、衣服、写真などを再利用するための処理方法やリサイクル方法が記載されていると、住民の経済的な負担を軽減することができます。ゴミの分別はかなり地域差があるため、ボランティアへの説明も重要です。行政はいち早く社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに、情報提供する必要があります。行政の廃棄物担当者は災害ボランティアセンター運営者と定期的に打合せを行い状況の共有や、変更事項の確認、周知の方法などを協議していきます。また、近年の被災地支援では、社会福祉協議会やNPO 中間支援組織、民間支援団体などが集まる情報共有会議の実施が定着しています。行政担当者が情報共有会議に出向き、周知を依頼するのも有効です。災害ボランティアセンターでは、オリエンテーション等で、活動するボランティアに知らせていきます。被災者ニーズを聞き、直接一緒に活動するボランティアが、分別方法を理解していると、住民への情報伝達も円滑に進んでいきます。災害廃棄物への対応は、可能な限り平時からの住民への周知と災害時には多様なアクターとの連携が重要です。